

2022年10月17日

各位

会社名 株式会社ソラスト
代表者名 代表取締役社長 CEO 藤河 芳一
(コード番号 6197 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員 CFO 管理本部長 原田 圭一
(TEL. 03-6890-8904)

公正取引委員会からの発表に関するお知らせ

本日2022年10月17日、公正取引委員会から、愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対して、独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令がなされた旨の発表がありました。

本件に関し、当社は、課徴金減免制度の適用を申請するとともに、2019年5月14日付「公正取引委員会による立ち入り検査について」にて発表のとおり、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。今般、当社の再発防止に向けた取り組み及び課徴金減免制度の適用が認められたことから、当社は上記命令のいずれも受けておりませんが、独占禁止法に違反する行為があった旨の認定を受けました。

本件に関し、お客様、株主の皆様をはじめステークホルダーの皆様には多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。本件に対する当社の対応、再発防止に向けた取り組み等について下記のとおりご報告いたします。

記

1. 本件に対する当社の対応

当社は、2018年8月に、独占禁止法に違反する行為が行われている可能性があるとの内部通報を受けました。速やかに外部の法律事務所に社内調査を委託し、関係者へのヒアリング、書類や電子メールの調査、社内リニエンシーの実施等を含めた広範な調査を行いました。この調査の過程において、2018年11月に、当社従業員による、独占禁止法に違反すると判断されうる不適切な行為が確認されました。この事態を受け、当社は、速やかに公正取引委員会に対して報告を行うとともに課徴金減免制度の適用を申請し、その後も、随時、追加報告を行いました。

2. 再発防止に向けた取り組み

当社は、今回このような事態が起きたことを厳粛に受け止め、外部の専門家の意見も踏まえ、再発防止策を策定し実行してまいりました。具体的な施策は次のとおりです。

① トレーニングの強化、従業員の意識向上

独占禁止法違反防止トレーニングを毎年実施し、一定範囲の従業員による受講を義務化。独占禁止法に抵触する行為を厳に禁止するとともに、他の従業員による当該行為を発見した際の当社への報告を義務化し、誓約書を提出させる。

② コンプライアンス体制の強化

社内リニエシー制度（自主的な通報など、問題の早期発見、解決に協力した場合に当該社員の懲戒処分等を減免する制度）の導入。

③ 同業者との関係の見直し

同業者との不適切な接触、コミュニケーションの排除を目的としたルールの策定。

3. 役員報酬の返上

本件の重大性を厳粛に受け止め、信頼回復に向けて再発防止を徹底する姿勢を明確にするため、以下のとおり、役員報酬を返上することといたしました。

- ・ 代表取締役社長 月額報酬の 20%を 3 カ月間返上
- ・ その他の全取締役（社外取締役を除く） 月額報酬の 10%を 3 カ月間返上

4. 今後の見通し

上記の通り、当社は課徴金減免制度の適用申請が認められ、課徴金の納付命令を受けていないため、本件に伴う当期業績への影響は軽微であると見込んでいますが、今後適時開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以上